

## 第1回 歯と口腔の健康づくり推進条例ワーキング部会議事録要旨

日時：令和3年10月29日(金)15:40～16:40

場所：兵庫県学校厚生会館 3階 大会議室

### 1 開会

開会挨拶（部会長）

兵庫県では、平成23年に健康づくり推進条例が制定され、その中で、からだの健康・こころの健康・歯と口腔の健康の3つの柱で健康づくりを進めるという考えのもとに取組みが進められてきました。また、条例の基本計画である健康づくり推進プランや推進実施計画が5年ごとに改定されており、今年度にプランを改定することとなっています。

そのようなタイミングや、健康づくり推進条例制定後の歯と口腔の健康づくりのあり方が検討される中で、このたび知事提案で「歯及び口腔に関する単独条例」（仮称）が制定されるということです。

また、歯科の単独条例が制定されていないのは、東京都、大阪府と兵庫県の3都府県です。全国で既に策定されている条例よりも、さらによりよい条例の制定を目指したいと考えております。

ついては、歯科専門職及び学校関係者、行政関係者の皆様のご経験やご知見を踏まえ、条例制定に向け、ご議論いただきたいと考えております。

### 2 ワーキング部会委員紹介

【出席】（五十音順）

会場出席：古森委員、澤田委員（部会長）、高橋委員、橘委員、番匠委員、渡辺委員

オンライン出席：塩崎委員、西委員、三宅委員 計9名の出席

### 3 協議

歯及び口腔の健康づくり推進条例（仮称）の策定について

[資料1～5に基づき、事務局より説明]

[説明に関する質問や補足等]

（事務局）

1か所、資料の訂正か所がある。資料4の（8）医科歯科連携・周術期の福井県の条例文について、「11周産期、生活習慣病～とあるが、周産期ではなく周術期」であると確認したので、訂正したい。また、（7）誤嚥性肺炎予防の項目に関して、ご意見をお伺いする前ではあるが、滋賀県の医科歯科連携という表現で記載があると確認したとのことであるが、他府県の条例だけでなく、神戸市など市でも条例があり、誤嚥性肺炎の予防について、市の条例にも記載がないか参考にしていく必要性を感じた。

[意見交換]

（委員）

兵庫県は健康づくり推進条例を平成 23 年に策定され、その後も新しい事業をたくさんされてきたので、新たに単独条例を策定されると 1 週間前にお聞きして、更なる高みを目指しておられると感心しているところです。

また、資料 1 に目的として「新たに実効的な歯及び口腔に関する単独条例を制定する」と再三ご報告いただいたので、ぜひ実効的な条例にして追加していただきたい。神戸市では平成 28 年 11 月 8 日に条例を制定してこの 11 月で丸 5 年が経過し、条例ができた後は、毎年新規事業として平成 28 年訪問口腔ケア、29 年口腔がん検診、30 年オーラルフレイル、令和 2 年 60 歳の歯周病検診事業と毎年新規事業ができ、やはり条例の力を実感している。

神戸市は 5 年前の制定なので、4 つの市の条例しか参考にできず、条例にはオーラルフレイル、フッ化物応用が書き切れておりません。

ぜひ県の条例は、具体的などころを落とし込んで、さらに実効的なことを盛り込んでいただき、具体的な施策につなげていただきたい。期待している。

(委員)

尼崎市では、口腔保健支援センターもなく、条例もない。中核市の代表としてお招きしていただいたのかもしれないが、勉強になることばかりで、改めて尼崎市の歯科保健の整理にもつながると思い参加した。

資料を見せていただいて、部会后 FAX で回答するようなことが見えてきたので、お尋ねしたい。県として、どこまで確定しているかを知りたいのだが、例えば、資料 4 の基本的施策(1)～(13)の項目出しは確定でしょうか？

他府県の条例に目を通してみると、ライフステージの中に、高齢期にオーラルフレイルが入っているところや、高齢期には入れずオーラルフレイルだけを特出しにするか、全てに影響するので整理が必要なのかと思った。意見させていただくため参考にしたいので、県として「こうしたい」や方向性があれば教えていただきたい。

(事務局回答)

基本的施策は分かりやすく案を提示させていただいた。文言も先ほどの説明のように、高齢者やオーラルフレイルなど、ライフステージに入れるのか。特出しか、合意かなどご意見をいただきたい。市町が動きやすくなるのかなど、希望があれば教えて欲しい。細かく書けば、それに縛られるかもしれない。例えばこう書くと市町が動きやすいなどご意見を聞きたい。どれが正しいのかはたぶんないのだろう。

(委員)

条例ということであまり詳しくないが、資料の 5 をを見せていただいて、(5)食育、生活習慣病、(8)医科歯科連携・周術期の整理として、口腔がんは(5)食育、生活習慣病に入り、全身の癌については(8)医科歯科連携のところに入るかと思った。当然、口腔がんもここに入るかと思いますが、医科歯科連携のうえでの対策としてこう整理する方がいいのではないかと個人的には思った。

(委員)

新しい条例ということで、とても大きな一歩を歩んでいくのかなと思ったが、これまでの条例の評価についてはどういう形で評価されているのかというところが一つ気になった。全く新たなものという考え方で進めていくのかということと、確か直近の改定されたところで資料4をまとめられたと思うが、一番最初に新潟県が単独条例を作られたと思うのですが、事前に目を通しておけばよかったが、フッ化物洗口も含めて新潟県の単独条例をとっても早く作られたので、改定版が気になるところなので、今度提出するまでに目を通しておきたい。

条例の中で、今回は基本的施策のことになっているので、例えば県民の責務、医療職の責務は入ってくるのか？そして、先ほどの意見にもあったが、条例なので具体的で実効的なことを書くのは難しいかもしれないが、どちらにもとれるような内容になると具体性に欠けてくるかと思うので、条例の名称もそうであるが兵庫県らしいような特徴のある取組み、特にこれまでの事業評価をする中でこのことは「絶対にしていこう」というような強いメッセージ性のあるものが入っていけばいいのかなと思っている。全体的には必要な事ばかりであるし、今はオーラルフレイルがメインになっているが、これから5年後の目標に向けてということであれば、どのようなところに視点をおいて動いていけばいいのか少し考えることが必要であると思っている。全てのことが網羅されているので内容的には良いとは思いますが、条例は作っていけばいいのではなく、兵庫県ならではの特徴的なものを。せっかく最後から3番目というところではほかの都道府県から見て「おおっ」というようなことも組み入れる必要があるのかと思った。冒険的なことを言っているかもしれないが、関係者の方は力をもっておられる方が多いので、そういったところを特出ししてもいいのかなという気がしている。

(委員)

自由な思いをということ saying いただいたので、気になる点をお話しさせていただこうかと思う。資料4の三重県の4番「フッ化物の応用」というところがあり、「学校等におけるフッ化物洗口等の～」という文言が入っているのと、資料5の学齢期のところで、④「教育関係者との連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策」というふうに文言が入っているけれど、学校等におけるということが気になる。というのは、子どもたちはいろんな発達段階があり、学校でフッ化物の洗口等をする場合、子どもの中には、うまくうがいができず誤飲する子もいますし、やはり学校で行うということであれば保護者の理解も得なければならないなど、いろんなところで安全性とか有効性を考えると難しいなというところを今感じている。効果があるとは言われているので、集団ではなく個別で対応するという方向で何とか進まないかと思っている。

(委員)

全体の説明を聴かせていただき今から条例ができるということで、その中に市町村の役割について明記していただけたらと思うが、三宅先生からのお話で、保健師の歯科保健についての理解がなければ進まないという話であった。市町村の役割とかするべきこととかい

うあたりが具体的に明記していただければ、市町村の健康増進計画の中で、見直しの時期も来ているので、具体的な施策に落とし込んでいけるのではないかと考えて聞かせていただいた。

(委員)

本当に突っ込んだ条例だと思う。ポイントは先ほども意見があったように、健康づくり推進条例があると、これとの兼ね合いがやはり大きな問題になると思うので、資料1に書いてあるように「健康づくり推進条例は理念条例である。今回の条例は実効的な条例である」と文章から解釈できるが、この区別をきちんとしておく。

やはり現行の健康づくり推進条例の文言と同じような表現で載っていると、どこが実効的なんだということになるかと思う。不勉強なのであるが、健康づくり条例を確認していないが、それほど実効的な条例はなかなか難しいという発言があったが、私もそう思う。やはり現行の健康づくり推進条例よりは、実効性の高い文言にすべきだと思う。実効的、具体的な文言にするということを念頭に置いていただければと思います。

それから、フッ化物のことも入れ込んでいただきありがとうございます。私どもはフッ化物の応用につきましては、乳幼児、学童期だけでなく、生涯を通じてフッ化物を応用していくものだと考えている。現在は、歯磨き剤も1500ppmの大人のむし歯予防のためのというものが出されているように、成人、高齢者に向けても対象としたフッ化物応用というのが主流となってくるので、乳幼児、児童と限定せずに生涯を通じてフッ化物を応用していくというような文言にしていただければありがたい。

もう1点、資料3の第12条にある「歯科口腔保健に関する実態調査等」は非常に大事なことなので必ず入れていただきたい。でないと、兵庫県は健康日本21の目標値を達成しているかといった時に実態調査がないと本当に困られると思いますので、この文言は必ず入れていただきたい。そして危惧するのは「幼児、児童及び生徒の歯科口腔疾患の状況について、毎年調査を実施する」という文言ですが、教育委員会の方では学校保健統計の結果に基づいて評価するという場合も出てくるのですが、標本調査なので兵庫県だけで数字を出してくるととんでもない数字が出てくる恐れがあるので、ここは教育委員会とご相談なさって、学校歯科健診の全数のデータが上がってきてそれに基づいて評価ができる。毎年が無理であれば5年に1回でも結構なので、健康日本21の評価に合わせて調査結果が表れるようなことを条例の中に盛り込んでいくことができれば、行政とも苦勞せずに評価できると思うので、そういったことを入れ込んでいただきたいと思う。

[質問事項の確認]

(委員)

ほかの方々のご意見を伺って、お願いしたいことが2点ある。第2回目のワーキングがあるが、それに向けて、今の健康づくり推進条例と並行して単独条例があるのか。そうならば、今の健康づくり推進条例と見比べたいので、資料として送っていただくことができましたら、見比べて勉強したいのでお願いします。(お渡し済)

(委員)

周術期の分野では、医科歯科連携として放射線治療であるとか、心臓血管外科の手術前後の口腔ケアという口腔管理に関することが(8)かと思う。

[質問事項の回答]

(事務局)

健康づくり推進条例とこの単独条例との関係でございますが、健康づくり推進条例の方は理念的なものであるということと、生活習慣病との関連や心の健康づくりとか同語的な条例ですのでこのまま残しますし、これに基づく健康づくり推進プランは今年度見直しとなっています。歯と口腔の健康づくりと含めて基本的な目標とか施策の方向性を示すプランを本年度改定いたします。

歯と口腔の健康づくり単独条例は今までも例がございまして、がん対策の健康づくり条例とか受動喫煙の条例というのが健康づくり推進条例に関連する条例として単独条例の2本立ての条例で、健康づくり推進条例は触らないで単独条例でいきたいと思っている。今の健康づくり推進条例に何が書いてあるかと簡単に申し上げますと2条あるだけで、1条は県が進めていく施策に関する、もう1条は他の関係者が実施する施策に対する助言・支援をするということで、その中には知識の普及啓発とか健診とかフッ化物を用いることだけです。また、医科歯科連携も書いております。障害者や配慮を要する者という基本的な項目だけで、今上がっておりますオーラルフレイル、周術期、災害、感染症、そのような項目がございませんので、まずは基本的な項目をきちんと挙げていくというだけでも、今の条例とのすみ分けができるのかと思っている。どの程度具体的に書いていくかということにつきましては、条例はそう頻繁にかえるものでもないですし、健康づくり推進条例のプランや実施計画との兼ね合いもございますので、ご意見いただきながら、市町の計画に落とし込めるような内容というご意見もいただきましたので、やはり市町との関係に基づいて柱となるところには、しっかりと書き込んでいきたいなと思っております。

(委員)

追加したいことがある。現行の健康づくり推進条例は、他の県にも全身と一緒にやる方がいいのではないかというような素晴らしい条例であると思っているので、そこから歯科を取り除くとか、そういうことは決して考えないようにお願いしたい。それから先ほど、フッ化物についての意見がありましたが、いろいろな立場でいろんな考え方があるので、みんなが納得いくような条文にしていくのが好ましいと思います。そのあたりは、非常に繊細なところなので、それについては慎重に進めていく必要がある。

(部会長)

ありがとうございます。今後そのようなことを念頭に置いて進めてまいります。他にございませんでしょうか？

(委員)

現行の条例を拝見しました。ありがとうございます。兵庫県は5国ありいろいろと特徴があると伺っているが、そのあたりで例えば地域格差について8020運動推進部会でも言われていたと思いますが、できるだけ地域格差の縮小ということを目指すのか目指さないのか、ということをはっきり書き込めた方がいいのかなと思っています。

(部会長)

いかがでしょうか？では、事務局の方ご意見として承っておくということで、ご検討よろしく願いいたします。他にございませんでしょうか？特にないとのことですので、それでは貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

冒頭のあいさつでもございましたように、健康づくり推進条例から10年が経っておりますし、歯科保健医療をとりまく状況も歯科疾患の予防から介護、医療、栄養と多くの職種が連携して一体的な取り組みが必要になってきております。そのために、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策を効力的にかつ継続的に実施していくための基盤となる歯科保健の単独条例が必要になったという説明でございました。知事からの提案でもございますし、可及的に早期の制定に向けて引き続きワーキング部会でのご協力をお願いしたい。

(事務局)

今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。本日は十分な時間がとれない状況の中での開催となりましたので、委員の皆様には、追加でご意見・ご提案をいただきたいと思っております。ご多忙中とは存じますが、別紙様式で、メールまたはFAXにより11月5日(金)までに、事務局に提出いただきたいと思っております。なお、追加で提出いただいたご提案については、第1回ワーキング部会でのご意見と合わせて集約します。その後も、事務局と書面協議のかたちで、条例案の検討をお願いしたいと思っております。また、今年度改定する「健康づくり推進プラン」について、条例内容と整合性を図る必要があるため、プランの内容についても併せてご意見をいただきたいと思っております。

そして、第2回ワーキング部会には、条例全体案を提示させていただき、プランの内容を含めてご協議いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、第2回ワーキング部会は、11月下旬の開催に向けて日程調整をさせていただきたいと思っております。こちらについては11月2日(火)までに、メールまたはFAXで日程調整表の提出をお願いいたします。

いずれも、非常にタイトな日程でのお願いで申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

閉 会